

第 33 期目録委員会記録 No.18

第 18 回委員会

日時：2012 年 11 月 17 日（土）14 時～17 時

場所：日本図書館協会

出席：原井委員長，木下，河野，平田，藤井，古川，本多，渡邊

資料提出：村上

<事務局>磯部

[配布資料]

1. RDA 適用に関する目録委員会との懇談について
（1 ページ-A4 国立国会図書館収書書誌部）
2. ユニット H 形態事項（素案）（4 ページ-A4 村上委員）
3. 関連指示子の検討（1）：資料と個人・家族・団体（1 ページ-A4 渡邊委員）
4. RDA <付録 > 関連指示子（Relationship Designator）検討表
（10 ページ-A4 渡邊委員）
5. 資料と個人・家族・団体との間の関連指示子（RDA 付録 ）に関するメモ
（1 ページ-A4 古川委員）
6. RDA, ISBD における複製物の取扱いについて（4 ページ-A4 藤井委員）
7. 第 部 資料に関する記録 ユニット D タイトル（基礎レベル）
（25 ページ-A4 河野委員）
8. 注記について（シリーズ，識別子および入手条件）（5 ページ-A4 平田委員）
9. 第 部 ユニット J 団体に対する AAP（第 1 次案）（9 ページ-A4 古川委員）
10. 版に関する事項の ISBD, RDA との比較（3 ページ-A4 本多委員）
11. 第 部 資料に関する記録 ユニット B 資料の種類（8 ページ-A4 佐藤委員）
12. 第 部 資料に関する記録 ユニット C 識別子および入手条件に関する事項
（15 ページ-A4 佐藤委員）
13. 第 33 期目録委員会記録 No.16（4 ページ-A4 事務局）
14. 第 33 期目録委員会記録 No.17（案）（3 ページ-A4 事務局）

[報告事項ほか]

1. 議事録の確認
第 17 回記録（資料 14）について確認した。
2. 国立国会図書館との懇談について（資料 1）
RDA に対応する書誌データの作成基準を検討中であるという国立国会図書館より、目録委員会との懇談の申し入れがあった。
平成 25 年 1 月 18 日, 25 日を候補として日程を調整する。
3. CJK における逐次刊行物のタイトルの重要な変化・軽微な変化

逐次刊行物では、タイトルの冒頭 5 語に変更があれば重要な変化とする規定があるが、以前から CJK には適用しにくいルールであるという声があった。これについて ISSN センター長会議で取り上げられたが、現行の規則は変更せず、CJK 言語などの分かち書きしない言語についての新しい規則を追加する方向で検討を継続という結論になった模様。

[検討事項]

1. NCR 改訂について

(1) 形態に関する事項 (資料 2 および 10/13 の配布資料 2)

提出された資料について、出席委員が気付いた点を確認した。

- ・ NCR1.5.0.1 (10/13 の p.1) 書誌的事項
 - イ) その他の形態的細目
 - ウ) 大きさイとウの順番を RDA に合わせて入れ替える方が良い。
- ・ NCR1.5.1.2, RDA3.4.1.3 (10/13 の p.2) 記録の方法
RDA では、数量のあとにキャリア種別を用いて単位とすることになっているが例外があり、テキスト，地図，楽譜，静止画，三次元資料についてはキャリア種別を使わない。NCR でどうするか要検討。
- ・ RDA7.20.1.3 (10/13 の p.3) 楽譜のフォーマット
ISBD に対応する RDA の欄には、3 章だけでなく 7 章の項目が出現している。例えば、NCR5.5.1.2A (NCR p.137) では「スコア 1 冊 (119 p)」という記述例があり、表現形 (スコア 冊) と体现形 (頁数) が一緒に書かれているが、FRBR モデルから見ると別にすべきで、RDA では切り分けられている。
新 NCR では、第 2 部を著作，表現形，体现形，個別資料に分けるべきではないか。体现形が大半を占めることになるので、それをまとめた上で、はじめたものを付け加える形にしてはどうか。RDA での記述例の確認が必要。
- ・ NCR6.5.1.2 (10/13 の p.3), H.1.2.1 (11/17 の p.1) 録音資料の記録の方法
特定資料種別とその数量を合わせて記述することになっているが、キャリア種別を別途記述していれば、特定資料種別は不要である。キャリア種別ごとに数量に付す語 (オーディオ・カートリッジなら「巻」など) を定めておけばよい。
- ・ NCR10.5.1.2 (10/13 の p.4) 博物資料の記録の方法
人形 2 体，石斧 1 点など特定資料種別がないと意味をなさない資料もある。キャリア種別と同じで 1 種類しかない場合には不要、キャリア種別が 2 種類ある場合には区別のために必要、キャリア種別より詳しい情報であれば必要、キャリア種別を示さずに頁付などを示すものなど、記述方式にはバリエーションが生じる。
- ・ NCR9.5.0.0 (10/13 の p.6), NCR2.5.1.2 別法 2 (10/13 の p.7), NCR2.5.1.2C (10/13 の p.7)
これらのような現 NCR と ISBD, RDA で異なる箇所をどうするか要検討。
- ・ RDA7.22.1.3 (10/13 の p.9), NCR6.5.1.2C (10/13 の p. 9), NCR6.5.2.1 (10/13 の p. 14)

録音資料の再生時間と再生スピード

再生時間は表現形、再生スピードは体現形で、混在が生じている。

全体構成として、ユニット毎に体現形・表現形の説明をすると、形態事項のなかに表現形の項目が混ざるなど矛盾が生じる。形態事項では表現形は外に出す必要がある。

- ・ RDA7.15.1.3 (10/13 の p.11) 図版, 挿図
表現形の章の説明中に“48 illustrations”という例示があり、体現形のような記述が見られるのが疑問。
- ・ RDA3.1.5 (10/13 の p.16) オンライン資料
電子ファイルの特性の中から、エンコーディングフォーマットとファイルサイズのみが挙がっている。他のファイル種別、解像度、リージョナルエンコーディング、伝送速度などは形態に関する事項ではないので挙がっていないのだろうが、ではどこに規定を設けるのか。ファイルサイズのバイト数などは、形態事項ではあるが目に見えるものではないため、形態としては扱わないという考え方もあり得る。RDA では電子ファイルの特性としてまとめているが、NCR ではどうするか。
- ・ H.1.2.3 (11/17 の p.3) 演奏時間, 再生時間
形態に関する事項としては扱えないので、表現形に関する事項へ入れる。

上記を踏まえ、以下のような意見交換が行われた。

- ・ 体現形と表現形をどのようにグルーピングして示すかを決める必要がある。
従来の録音ディスク 2 枚 (20 分, 40 分) のような記述は、体現形と表現形が混在しているが、見た目には便利であり違和感がない。1 冊の中の ページ、1 枚の 10 分、1 ファイルの 1 メガバイトなどの考え方はイメージ的にわかりやすい。このような、現 NCR で培われた感覚を優先するのか、新しい考え方を示すのか。
- ・ MARC21 ではこれまでの枠組みを大きく変えず、RDA の 3 章と 7 章に該当する情報を同じタグで、サブフィールドの違いだけで表すような対応となりそうである。コンピュータ処理上は記述フォーマットがどのようになると問題なく、利用者にも関係がないが、目録作業者はそれがどちらの要素なのかきちんとわかるようにしなければならない。
- ・ 「形態に関する事項」という項目名では含みがたいものがある。もう少し Physical に限定されない表現に変えられないか。RDA でも、キャリア種別と言っても、キャリアとは関係のない項目も含まれている。
電子ファイルの特性に関するものも、違和感のない項目名に変えられれば、一緒に入れられるものはここに入れていくのが良いのではないか。
- ・ H.2.1 (11/17 の p. 3) のア～ケは 1 つ 1 つ個別の要素として考える。これまでの NCR では「形態に関する事項」のような同じエリアに属するものは同類の要素という意識だったが、要素別に見ると異なる性質のものが混在しているため。
JSC で作成された Element analysis について
Excel 化すれば順序を入れ替えたり、NCR とマッピングしたりなど、検討材料として有用である。Excel 変換可能なフォーマットで入手できないか、渡邊委員が確認する。

(2) 資料と個人・家族・団体の関連指示子の検討 (資料 3～5)

RDA の付録 I の個人・家族・団体と資料の間の関連指示子を整理した表を元に、以下のような説明と意見交換が行われた。

< Creator の範囲について >

- ・映画の creator として filmmaker が上がっているが、director や producer は該当しない。映画監督が creator とならないのがわかりにくい。
- ・翻案・脚色に当たるものがないが、オリジナルな作品ということになるので、=author という解釈で良い。例えば「ああ無情」(「レ・ミゼラブル」の翻案)の黒岩涙香は creator ということになる。
- ・原作、原案がない。これまでのルールでは副出してきた役割。原作とそれを元にした別の作品が著作同士としての関連を持ち、それぞれに creator がおり、それを介してリンクするという形になるのか。ただし、このためには著作のデータの管理がきちんとされている必要がある。RDA の実装面でどのような形になるのか要確認。
- ・監修・監訳・校閲・評釈がない。監修は日本独特の役割なのか。
- ・邦楽に特殊な役割があり、対応が難しそうである。
- ・和古書・漢籍には特別な問題はないように見受けられる。
訓点者には、expression に対する writer of added commentary, writer of added text などの役割が該当するのでは。

< 関連指示子の翻訳 >

- ・RDA のように人を表す語にするのか(著者、作曲家、作曲者など)、役割とするのか(著、作曲など)。
- ・プラエセスとは？ 学位論文の審査者だが、独特な役割なので翻訳が難しい。
- ・filmmaker の役割がわかりにくく、「映画製作者」とすると誤解を生む可能性がある。

< その他 >

- ・MARC21 の Relator Code を見るともっと数が沢山ある。
- ・interviewer は work の creator なのか。expression の contributor としても interviewee と interviewer が出現するのが疑問。
- ・manifestation に対する区分で manufacturers と publishers が分かれているが、publishers に publisher という役割がない。broadcaster のみ。関連指示子としてリストには挙がっていないが、当然存在するという役割があるのか。区分として存在しているので関連指示子が不要ということか。distributors にも film distributor しかないのと同様。creator にも関連指示子なしの creator が存在するということか。
- ・work に対する issuing body とは？ publisher との区別は？ なぜ manifestation でなく work と結びつくのか。おそらく機関誌の発行母体のようなものではないか。RDA の記述例だと、Tolkien Society の HP で Tolkien Society が Publisher と Issuing body となっている。

< 編纂者について >

- ・RDA と AACR2 の compiler の定義が大きく変わっている。
RDA = データや情報を集めて書誌などを作成する著者
AACR2 = 合集の编者または一個人一団体の著作を集めて編集し一つの出版物にする者
これまでの AACR2 の定義に当てはまるものは、RDA では editor of compilation となる。
- ・editor の定義にはほぼ変更なし。

editor は新しい work を作りだす者 (ハンドブックなど), editor of compilation は既存の work を集めて新しいものを作りだす者。

- ・ 訳としては、compiler = 著者、editor = 編者、editor of compilation = 編纂者となるか。compiler は日本の出版物では「～編」と書かれていることが多いので混乱する? 「著者」で不都合な場合は、編者でも編纂者でもない別の語を考えなくてはならない。

(3) RDA, ISBD における複製物の取扱いについて (資料 6)

資料を元に検討の結果、仮に以下のように決定した。

- ・ 複製物の記述では、複製物の書誌的事項を採用する。
- ・ ただし、逐次刊行物の順序表示は現 NCR、ISBD と同様に原資料から取る。
- ・ RDA のタイトルの記述では、同じ情報源に複製物と原資料の両方の情報があった場合、原資料の情報を 並列タイトル, タイトル関連情報, 関連のタイトルとして扱う 3 つの選択肢が用意されているが、これについて新 NCR でどうするかは保留とする。
- ・ RDA1.11 の facsimiles and reproductions, ISBD3.3 の facsimiles reproduction or other photographic reproduction, ISBD A.2.5 の facsimile or other photographic, micrographic, or digitized reproduction
これらの表現の違いに複製のニュアンスの違いがあるのか、facsimile は影印、reproduction はそうでない復刻と使い分けているのではないか、という意見があったが、あまり気にしなくてよいという解釈になった。

(4) 資料に関する記録 ユニット D タイトル (資料 7)

タイトルの要素となるエレメントをすべて盛り込んだ形の資料を提示し、意見交換を行った。資料は全体俯瞰のためにとりあえずまとめたもので、内容については引き続き精査が必要。例示部分も切り貼りしたのみで、適切な例がどうかはまだ未チェックである。

- ・ NCR に「記録の目的」という項目があるが、本タイトルにはなく、並列タイトルなどそれ以外のエレメントにのみ存在する。本タイトル以外の部分でもこの項目をなくし、「とするものの範囲」の説明中に盛り込んだ。
- ・ D.0.0 「タイトルは～記述の冒頭に記録する」、D.2.2 「並列タイトルは本タイトルに続けて記録する」のような記述順序のルールはカットする。
- ・ D.0.1 「書誌的事項」という表現を仮に「タイトルの要素」という具体的な表現にしてみた。ただし、その他のエレメント部分にも関わるので、最終的には全体でそろえるべき部分である。
- ・ 複製物の記述では、複製物のタイトルに関する事項を記録し、同じ情報源に現れる原資料のタイトルが複製物のものと異なるときには、RDA と同様の 3 つの選択肢のうちいずれかの方式でそれも記録する。
D.0.2 のこの文章は、わかりやすく工夫する。「所定の情報源」のような表現の統一も検討する必要がある。
- ・ NCR には逆に原資料のタイトルを採用する別法があるが、この別法は残すのか、RDA

方式に統一するのか、要検討。

・ D.1.1B タイトル先行事項

以前の古川委員の提案を採用してまとめている。NII, TRC, 都立図書館のマニュアルが資料として提供されているので、それらを参考にわかりやすい例示を出す。

・ D.1.2A ルビ

読みをひらがなやカタカナで表しているものだけでなく、語句の言い換えや原語形または略語形など、タイトルとして意図されているものの傍に、あるいはレイアウト的に付加的な情報だとわかるように書かれているものすべてをルビとして扱い、本来のタイトル部分を本タイトルに、その言い換え形を異形タイトルとして扱うよう、なるべく単純なルールとしたい。様々なパターンがあるので、よく検討する。

・ タイトルの要素として、前回の検討結果からエレメントとして立てることになった関連タイトル、変遷タイトル、キータイトル、略タイトルを追加した。

関連タイトルはここでエレメントとすべきか。その資料のタイトルではないため、他のエレメントとは性格が異なる。

変遷タイトルについても、異形タイトルのバリエーションとしての変遷はエレメントになりうるが、別途関連扱いとなる変遷タイトルもある。

・ 関連についてどのように説明するか、表現形、体現形をどうするかという全体構成が難しいが、その記述対象資料でなく関連に関するものは、仮に章末にまとめておく。後で他のエレメント部分とともに、どのようにまとめるか検討する。

・ D.1.3 変化

何を重要な変化とし、何を軽微な変化とするかは、タイトルの中だけに収まらない。ユニット D より前に規定を設ける。ただし、本タイトル云々の具体的な説明はタイトルの項目に入っていてよい。

(5) 注記について (シリーズ, 識別子および入手条件) (資料 8)

資料内容について確認したが、異論はなし。

今後はそれぞれのエリアでエレメント化するものを再度各担当者へリマインドし、また残りの注記としてエレメント化する項目をまとめる。

以 上

次回以降の委員会の予定

12月22日(土)

1月26日(土)(仮)